

甲府市役所改革職員行動計画の実施状況及び女性活躍状況の公表について

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項の規定する行動計画に基づく取組の実施状況を次のとおり公表します。

I 意識改革・働き方改革

(1) 超過勤務時間数(一人当たり月平均)

年度	月平均	目標	計画年度
R4	14.7 時間	10.2 時間	R4～R7
R5	13.0 時間		
R6	12.2 時間		
R7	12.0 時間		

(2) 年次有給休暇の平均取得日数

年度	平均取得日数	目標	計画年度
R4	8.9 日	年12日以上	R4～R7
R5	10.9 日		
R6	11.2 日		
R7	11.2 日		

II 両立支援

(1) 男性職員の育児休業取得率

年度	取得率	目標	計画年度
R4	14.0 %	30.0 %	R4～R7
R5	43.0 %		
R6	62.0 %		
R7	66.0 %		

(2) 「配偶者出産休暇」又は「育児参加のための休暇」の取得率

年度	配偶者出産休暇	育児参加のための休暇	目標	計画年度
R4	46.5 %	55.8 %	100.0 %	R4～R7
R5	48.4 %	61.3 %		
R6	56.8 %	86.5 %		
R7	76.7 %	76.7 %		

III 女性職員の活躍推進

(1) 管理職(課長以上)に占める女性職員の割合

年度	割合	目標	計画年度
R5	9.2 %	10.0 %以上	R4～R7
R6	11.4 %		
R7	10.8 %		
R8	11.2 %		

※各年度4月1日現在

2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条の規定に基づく、女性の職業選択に資する情報のうち 必須公表項目を次のとおり公表します。

【職業生活に関する機会の提供に関する実績】

I 職員の男女の給与の額の差異

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令 第7条1項1号イ)

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	≪参考≫医療職(1) 給料表適用者以外
任期の定めのない常勤職員	86.2%	93.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.5%	96.8%
全職員	72.3%	78.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	≪参考≫医療職(1) 給料表適用者以外
本庁部局長・次長相当職	89.5%	96.7%
本庁課長相当職	81.8%	98.4%
本庁課長補佐相当職	99.6%	103.1%
本庁係長相当職	99.1%	99.1%

(2) 勤続年数別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	≪参考≫医療職(1) 給料表適用者以外
36年以上	94.7%	94.7%
31～35年	91.9%	91.9%
26～30年	98.3%	99.2%
21～25年	88.3%	92.6%
16～20年	68.6%	86.5%
11～15年	79.5%	93.4%
6～10年	88.7%	99.0%
1～5年	83.2%	94.3%

【説明欄】

1全職員に係る情報について

・扶養手当は、男性職員に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は76.7%となっている。
・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」に含まれる会計年度任用職員については、女性の割合が71.2%と多いこと、また約 9 割の会計年度任用職員が短時間勤務という特徴がある。

2（2）「任期の定めのない常勤職員」に係る勤続年数別の情報について

・勤続年数20年以下の区分では、出産や育児により育児部分休業を取得している女性職員が多いことに加え、時間外勤務も男性職員の方が多くなっており、勤務時間の差異が男女の給与の差異に影響を与えている。
・勤続年数1～5年の区分では、他自治体等からの割愛人事異動者が含まれており、その影響を除いた場合の男女の給与の差異は99.5%である
・医療職(1)給料表適用者は、各公表区分の数値に与える影響が大きい等の理由により、参考値として全ての区分で「医療職(1)給料表適用者以外」の欄を設けた。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令 第7条1項1号ロ)

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	11.2%

【説明欄】

参考)R7:10.8%

管理職に占める女性の人数に変化はない(R6:20名、R7:20名)

管理職全体の人数が減少したことによる増加である(R6:186名、R7:178名)

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令 第7条1項1号ハ)

役職段階	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	6.6%
本庁課長相当職	16.1%
本庁課長補佐相当職	25.7%
本庁係長相当職	35.2%

【説明欄】

【職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績】

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令 第7条1項2号ロ)

1 男女別の育児休業取得率等

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	66.0%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	-
女性	100.0%

※対象者がいない場合にはハイフン(-)で表示

2 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	3%	0%	0%	0%
1週間以上2週間未満	0%	0%	0%	0%
2週間以上1月以下	34%	0%	0%	0%
1月超3月以下	41%	0%	0%	0%
3月超6月以下	17%	0%	0%	0%
6月超9月以下	3%	0%	0%	0%
9月超12月以下	0%	19%	0%	0%
12月超24月以下	0%	33%	0%	100%
24月超	0%	48%	-	-

【説明欄】

3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条の規定に基づく、女性の職業選択に資する情報のうち 選択公表項目を次のとおり公表します。

【職業生活に関する機会の提供に関する実績】

I 採用者に占める女性職員の割合

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令 第7条1項1号二)

1 採用者に占める女性職員の割合

区分	正規職員				会計年度任用職員			
	総数	男性	女性	女性比率	総数	男性	女性	女性比率
R7	92 人	47 人	45 人	48.9%	270 人	95 人	175 人	64.8%

※各年度4/1～3/31までの間に採用された職員数

2 採用者に占める女性職員の割合(職種別)

年度	事務職等			技術職			保育士			保健師・看護師等			医師等		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
R7	29 人	31 人	60 人	8 人	0 人	8 人	0 人	2 人	2 人	5 人	11 人	16 人	5 人	1 人	6 人

※会計年度任用職員は除く

【職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績】

II 勤続年数等

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令 第7条1項2号イ 本文ただし書き参照)

(1) 勤続年数(全体平均)

年度	男性	女性
R7年度末	16.7 年	14.7 年

(2) 勤続5年以上の職員数

年度	勤続20年以上		勤続15～19年		勤続10～14年		勤続5～9年		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
R7	403 人	232 人	81 人	90 人	131 人	110 人	191 人	124 人	806 人	556 人

Ⅲ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令 第7条1項2号ハ)

1 男性職員の配偶者出産休暇の取得率及び平均取得日数

年度	対象者	取得者数	取得率	平均取得日数
R7	30 人	23 人	76.7 %	1.79 日

※会計年度任用職員は除く

2 男性職員の育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

年度	対象者	取得者数	取得率	平均取得日数
R7	30 人	23 人	76.7 %	3.20 日

※会計年度任用職員は除く

Ⅳ 職員の勤務時間の状況

1 管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令 第7条1項2号二(1))

区分	令和7年度
内部部局等	12.1時間/月
内部部局等以外	12.6時間/月

【説明欄】

内部部局等、内部部局等以外の間に、大きな差異は見受けられなかった。

2 管理的地位にある職員以外の職員に占める、超過勤務を命じることができる上限を超えて勤務を命じられた職員

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令 第7条1項2号二(2))

年度	月45時間超職員		
	男性	女性	総計
R7	236 人	88 人	324 人

※会計年度任用職員除く(市立甲府病院研修医・専攻医等のフルタイム勤務は含む)

※対象職員が同一年度内において、複数月で規定時間超となった場合も、1人としてカウントしている。

Ⅴ 年次有給休暇の平均取得日数

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令 第7条1項2号ホ)

年度	平均取得日数
R7	11.2 日